

白山市若者・子育て世帯定住奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若者・子育て世代の定住を促進し、活力あふれるまちづくりを推進するため、本市において住宅を新築し、又は購入する者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「借入金等」とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務（土地又は土地を使用するための権利の取得に係るものを除く。）で、償還期間が10年以上のものをいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、第7条に規定する申請書の申請日（住宅を購入する者にあつては、第9条に規定する申請書の申請日）の属する年度の4月1日において、45歳未満である者又は45歳以上の者でその配偶者が45歳未満であるもの
- (2) 本市において定住を目的として住宅を新築し、又は購入する者で、これらに係る借入金等を有するもの

(対象となる住宅)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち自己の居住の用に供する戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅を含む。）で、建築後居住の用に供されたことのないもの
- (2) 専ら居住の用に供する部分の面積が75平方メートル（住宅が平屋建てであるときは、55平方メートル）以上280平方メートル以下であるもの

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、住宅の新築又は購入に係る借入金等の額（この額が当該住宅に係る工事請負額又は購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を超える場合は、当該工事請負額又は購入額に相当する額）の10パーセントに相当する額以内の額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。ただし、申請日の属する年度の4月1日において次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める額を加算して交付するものとする。

- (1) 対象者が35歳未満であるとき又はその配偶者が35歳未満であるとき。
20万円
- (2) 対象者の同一世帯員に18歳未満の子（出生後に同一世帯員となるべき妊娠中の子を含む。）がいるとき 30万円
- (3) 対象者が現在の配偶者との婚姻を届け出た日から3年を経過しないとき
10万円

(併用の禁止)

第6条 この告示による奨励金は、次に掲げる要綱による制度との併用はできないものとする。

- (1) 白山市白山ろく地域定住奨励金交付要綱（令和5年白山市告示第97号）
- (2) 白山市三世代ファミリー同居奨励金交付要綱（令和5年白山市告示第98号）

(計画の認定申請)

第7条 住宅を新築しようとする者で奨励金の交付を受けようとするものは、当該住宅の新築工事の着手前に、若者・子育て世帯定住奨励金計画認定（変更・廃止）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 戸籍謄本（第5条第3号に該当する場合に限る。）
- (3) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 居住面積が明らかになる計算書
- (5) 借入金等を有することを証する書類の写し

(計画の認定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、若者・子育て世帯定住奨励金計画認定(変更・廃止)通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前条及び前項の規定は、認定を受けた計画の変更及び廃止について準用する。

(交付の申請及び実績報告)

第9条 前条の規定により奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けた者又は住宅を購入して奨励金の交付を受けようとする者は、当該奨励金の交付の対象となる住宅に居住を開始した日から起算して3か月を経過する日までに、若者・子育て定住奨励金交付申請(実績報告)書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けた者にあつては、第7条の規定による申請時における住所と異なる場合に限る。)
- (2) 借入金等の額を証する書類の写し
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(都市計画区域内の建築物に限る。)
- (5) 市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) 第7条第2号から第4号までに掲げる書類(住宅を購入する者に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、若者・子育て世帯定住奨励金交付決定(額の確定)通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、奨励金を請求するときは、若

者・子育て世帯定住奨励金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付を受けた日から起算して5年以内に市外に転出し、又は奨励金の交付の対象となった住宅を売却したとき。

2 市長は、奨励金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条第1項の規定により計画を認定され、当該認定に係る住宅の建築工事に着手したもの又は同日までに奨励金の交付の対象となる住宅を購入する契約を締結したものについては、なおその効力を有する。